

詳細情報	hH200402G0330		
掲載（所管）部局	医政局		
告示日	令和2年4月1日		
種別・番号	令和2年厚生労働省告示第166号		
件名	臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示		
告示資料	告示文	<a href="#">厚生労働省PDF</a>	
制定・改正又は廃止される法令等	第1条 P-2	・臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）	<a href="#">クリック注</a>
	第2条 P-8	・放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成12年厚生省告示第398号）	<a href="#">クリック注</a>
関連する通知文	医療法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(医政発0401第8号)		<a href="#">厚生労働省PDF</a>
パブリックコメント	【案件番号：495190265】「医療法施行規則の一部を改正する省令案」及び「臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示案」に関する御意見の募集結果について		
	提出意見数	1 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。

また、「厚生労働省法令等データベース」より削除された場合もありますので、ご注意ください。